

第7期藤岡市障害福祉計画・
第3期藤岡市障害児福祉計画

概要版

令和6年度 ～ 令和8年度



令和6年3月

藤 岡 市

1 計画策定の主旨

近年、急速なデジタル社会が進むにつれ、社会環境の変化に伴い、地域のつながりや交流などの地域コミュニティの希薄化をはじめ、一人ひとりが抱える課題が複雑化や重なり合うなど、障がいのある方等の日常生活や社会参加における支援において、より一層の支援ニーズに対応する必要が求められてきています。令和2年3月に策定しました「第6期藤岡市障害福祉計画・第2期藤岡市障害児福祉計画」が終了するにあたり、これまでの取組を見直すとともに、現状の課題や国の障害者施策を踏まえ本計画を策定し、本市における障害者福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくものであり、障害福祉サービスをはじめ、障害児通所支援、相談支援、障がいのある方の地域生活の支援に関わる各種福祉サービスの提供体制の確保やサービス利用の見込量を定める計画です。

障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づき、障害福祉サービスや地域生活支援事業など、障がいのある方及び児童の地域生活を支援するためのサービスの見込量や目標、提供体制の確保などの方策について、定める市町村計画です。

3 計画の期間

計画の期間は、令和6年度から令和8年度の3年間で1期として策定するものです。なお、計画期間中において、国の指針が本計画の策定内容に変更を必要とする改正があった場合や計画の進捗状況等により、必要に応じて計画の見直しを行う場合もあります。

【計画の期間】

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
障害福祉計画	第6期（3年間） 令和3年度～令和5年度			第7期（3年間） 令和6年度～令和8年度			
障害児福祉計画	第2期（3年間） 令和3年度～令和5年度			第3期（3年間） 令和6年度～令和8年度			

4 計画の概要

1 国の基本指針に基づく基本的理念

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がいのある方等の自己決定を尊重し、自らの意思による決定に基づき、住み慣れた地域で生活が送れるよう、障害福祉サービス・発達支援、就労支援などの必要な支援の充実を図ります。

(2) 障がいの種別に限らない一元的な障害福祉サービスの実施

障がいの種別に限らず、障害福祉サービスの対象となる障がいのある方等が適切な支援が受けられるようまた、一元的なサービスの提供体制に努めます。

(3) 地域生活における課題に対応するためのサービス提供体制の整備

住み慣れた地域の中で生活が実現できるよう、地域生活へ移行するための支援をはじめ、継続的な支援、就労支援等について、地域全体で支える包括的な支援体制の構築を図ります。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域の人々同士で支え合う仕組みや活動ができる体制を整えるよう取り組んでいきます。また、障がいの特性に関わらず、様々な相談を受け止め、保健・医療・福祉・保育・教育・商工・農政等の多職種がつながり、必要な支援が受けられよう体制づくりを進めていきます。

(5) 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援

障がいのある子ども及びその家族に対して、地域で専門的な支援が受けられるよう、また、子どものライフステージに沿って、保健・医療・福祉・保育・教育・就労支援等の関係機関と連携を図り、切れ目の無い支援を提供する体制の構築を図ります。

(6) 障害福祉人材の確保・定着

人材の確保・定着をしていけるよう、専門性を高める研修の実施や障害福祉事業の人材育成と確保の推進を目指すための周知・広報等を図ります。

(7) 障がい者の社会参加を支える取組

障がいのある方が文化・芸術活動や健康づくり、スポーツなど多様な分野に参加し、体験や活動できる機会が提供できるよう関係機関と連携し、個人の能力等の発揮や社会参加の促進を図っていきます。

2 障害福祉サービスの提供体制の確保への取組

基本施策	主な取組
福祉サービス等の充実（障害福祉サービス）	<ul style="list-style-type: none"> 必要な障害福祉サービスの適切な提供 本人が希望するサービスが受けられる提供体制の確保
入所施設や病院からの退所・退院後における地域生活するための支援	<ul style="list-style-type: none"> ※自立訓練の利用の推進（障害福祉サービス） 地域での生活が送れるよう、住宅の整備への支援（住宅改修） 暮らしの場の確保、グループホーム事業の把握（障害福祉サービス）
緊急時の支援	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時の受入れ事業の実施（※地域生活支援拠点事業） ※レスパイトケアに関する事業の推進
就労への支援、就労機会の拡充と雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> 障害者就業・生活支援センター及びハローワークとの連携 地域の企業等への雇用の拡大と拡大に向けた周知 就労の継続、定着への支援（障害福祉サービス）
強度行動障がいや高次脳機能障がいのある方等への支援	<ul style="list-style-type: none"> 必要な支援を把握するとともに、市内外の事業者及び医療など関係機関と連携し、支援体制づくりに取り組む
こころの健康づくりとケア	<ul style="list-style-type: none"> 医療やリハビリテーション等へのつなぎ支援 依存症の重度化、重複化の予防（周知啓発、研修など）
障害福祉サービス人材の確保に向けた必要な施策の検討	<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス人材において、必要となる資格の取得に対する支援の検討

※【自立訓練】

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行う障害福祉サービスです。訓練の種類は、身体に関する訓練：理学療法、作業療法によるリハビリテーションを中心とした「機能訓練」と生活に関する訓練：食事や入浴、排せつなどの「生活訓練」があります。

※【地域生活支援拠点事業】

地域生活支援拠点等事業は、障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、コーディネーター（市が委託する相談支援専門員）を軸とした関係機関が協力して、障がいのある方やその家族の生活を地域全体で支える仕組みです。

※【レスパイトケア】

在宅で介護している家族が一時的に介護から離れて休息できるよう、支援を行うサービスです。

3 相談支援が適切に提供できる体制づくり

基本施策	主な取組
相談支援体制の充実	※基幹相談支援センター及び地域の相談支援事業所との連携
相談支援専門員の人材確保	群馬県の策定する人材育成ビジョンに基づき、基幹相談支援センターと連携して、相談支援を担う人材の育成と確保を目指す
地域協議会の取組推進	保健・医療・福祉・保育・教育・就労等の関係機関からなる協議会（自立支援協議会）の活動推進

※【相談支援事業、基幹相談支援センター】

相談支援事業は、障害のある方やその家族、関係者からの相談を受け、本人の自立した生活のために必要な助言・福祉サービスの利用援助、調整などの支援を行っています。

基幹相談支援センターは、障害福祉に関する中心的な総合相談窓口です。特に障害認定の有無は問いません。また、市内の相談支援事業所のネットワークづくりやスキルアップの取組などの他、地域の事業所からの相談にも応じます。

※【ペアレントトレーニング】

保護者が日常生活を通じて、子どもの行動を理解して、より良い関わり方を学ぶことで、子育ての困りごとを減らしたり、発達を促したりすることを目的とした保護者向けのプログラムです。

4 障がい児支援の提供体制の確保への取組

基本施策	主な取組
早期の療育支援	保育所や認定こども園、学校、子ども課等と連携して、早期の療育支援を図る 社会への参加、※インクルージョン(包容)を推進するため、保育所や認定こども園、学校に対して、助言及び連携づくりに取り組む
発達障害のある方、家族への支援	※ペアレントトレーニングの実施 早期療育支援の体制の充実 特別支援教育の推進
重症心身障がい児への支援のための体制づくり	地域において、重度の障がいを持つ子どもが放課後等デイサービス等サービスを利用できる体制づくりの検討
医療的ケア児への支援	医療的ケア児等コーディネーターの配置 重度訪問介護事業所等との連携
虐待の防止	虐待防止に関する啓発 一時保護など虐待対応のための体制づくり

5 障害福祉計画・障害児福祉計画の目標

1 成果目標

国の基本指針に基づき、令和8年度を目標年度とし、地域生活や就労支援等に関する目標の達成を目指します。

■地域で生活を希望する方の見込みに関する項目

項目	内容	令和8年度末
① 福祉施設入所者の地域生活への移行	施設入所者人数	83人
	地域移行者人数（4年度末の施設入所者数85人の6%）	5人

■精神障がいのある方が地域で暮らすための支援の取組に関する目標項目

項目	内容	令和8年度末
② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健、医療、福祉関係者による協議の開催回数	1回/年
	参加人数	19人
	協議に関する目標設定、評価の実施回数	1回/年
	地域移行支援の利用者数	2人
	地域定着支援の利用者数	1人
	共同生活援助サービスの利用者数	69人
	自立生活援助サービスの利用者数	1人
	自立訓練（生活訓練）サービスの利用者数	16人

■緊急時の受入れ体制、体験の場、人材育成など地域における支援体制に関する目標項目

項目	内容	令和8年度末
③ 地域生活支援拠点が有する機能の充実	地域生活支援拠点等における機能の整備	1箇所
	コーディネーターの配置人数	1人
	運用状況の検証及び検討の実施回数	1回/年
	強度行動障がいのある方への支援体制の充実	実施

■企業等で働くことを希望する方への支援に関する目標項目

項目	内容	令和8年度末
④ 福祉施設から一般就労への移行	一般就労への移行者人数	16人
	就労移行支援サービス事業利用からの一般就労への移行者人数	11人
	就労継続支援A型サービス利用からの一般就労への移行者人数	2人
	就労継続支援B型サービス利用からの一般就労への移行者人数	4人
	一般就労移行者における就労定着支援サービスの利用者割合	50%以上

■障がいのある児童に必要な療育、支援を提供する体制づくりに関する目標項目

■当事者同士の交流や保護者の養育のサポート支援に関する目標項目

項 目	内 容	令和8年度末
⑤ 障がいのある 児童への支援 の提供体制の 整備等	児童発達支援センターの設置	1箇所
	地域社会への参加・包容を推進するための体制づくり	整備
	重度心身障がいの児童を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの設置	各1箇所
	医療的ケアを必要とする児童のための関係機関の協議の場の設置	1箇所
	医療的ケアを必要とする児童の支援に関するコーディネーターの設置	3人
⑥ 発達障がい者 等に対する支 援	ペアレントトレーニング等支援プログラムの受講者の見込み	18人
	ペアレントトレーニング等支援プログラムの実施者の見込み	8人
	ペアレントメンター※の人数	1人
	ピアサポート活動への参加者の見込み	30人

■地域の相談支援体制に関する目標項目

項 目	内 容	令和8年度末
⑦ 相談支援体制 の充実・強化 等	地域の相談支援体制の強化等を担う基幹相談支援センターの設置	1箇所
	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的指導・助言件数の見込み	24件
	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数の見込み	24件
	基幹相談センターによる地域の相談機関との連携強化取組の実施の見込み	6回
	基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証実施の見込み	12回
	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置人数	2人

■障害福祉サービス等の質を向上させるための取組目標

項 目	内 容	令和8年度末
⑧ 障害福祉サー ビス等の質の 向上を図るた めの取組体制 の構築	県が実施する障害福祉サービス等のほかその他研修への市職員に対し実施する研修の参加人数	6人
	障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析して、その結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有る無しとそれに基づく実施回数	12回
	県が実施する指導監査の適正な実施とその結果の共有する体制づくりとそれに基づく共有回数	1回

2 障害福祉サービスの見込量

国の基本指針に基づき、令和8年度末までの地域生活や就労支援等に関する目標の達成を目指します。

区分				令和6年度		令和7年度		令和8年度	
訪問系サービス	居宅介護	人/月	時間/月	58	742	57	730	58	742
	重度訪問介護	人/月	時間/月	4	543	3	407	4	543
	行動援護	人/月	時間/月	4	87	3	65	4	87
	同行援護	人/月	時間/月	10	109	9	98	8	87
	重度障害者等包括支援	人/月	時間/月	0	0	0	0	0	0
日中活動系サービス	生活介護	人/月	日/月	161	3,429	161	3,429	162	3,451
	自立訓練（機能訓練）	人/月	日/月	3	66	3	66	3	66
	自立訓練（生活訓練）	人/月	日/月	16	341	17	362	17	362
	就労移行支援	人/月	日/月	17	279	18	295	18	295
	就労継続支援A型	人/月	日/月	25	523	26	543	27	564
	就労継続支援B型	人/月	日/月	175	3,028	181	3,131	186	3,218
	就労定着支援	人/月		3		4		4	
	療養介護	人/月		15		15		15	
	短期入所（福祉型）	人/月	日/月	6	46	7	53	7	53
	短期入所（医療型）	人/月	日/月	3	15	4	20	4	20
	【新規】就労選択支援	人/月		—		13		12	
居住系サービス	自立生活援助	人/月		2		2		2	
	共同生活援助	人/月		135		142		149	
	施設入所支援	人/月		85		85		83	
	宿泊型自立訓練	人/月		6		7		7	
相談支援	計画相談支援	人/月		103		104		114	
	地域移行支援	人/月		1		1		1	
	地域定着支援	人/月		1		0		1	
障害児通所支援サービス	障害児相談支援	人/月		63		74		87	
	児童発達支援	人/月	時間/月	50	385	53	408	56	431
	放課後等デイサービス	人/月	日/月	130	2,158	145	2,407	158	2,623
	保育所等訪問支援	人/月	日/月	8	8	11	11	17	17
	居宅訪問型児童発達支援	人/月	時間/月	0	0	0	0	0	0
	福祉型児童入所支援	人/月		1		1		1	
	医療型児童入所支援	人/月		2		2		2	
	医療的ケア児に係る コーディネーターの配置	人/月		3		3		3	

サービス見込量の算定方法

それぞれのサービスにおいて、現在の利用の推移を勘案したうえで、1人当たりにおける一月平均利用日数に見込み利用者数を乗じて見込量を算出しました。

見込量を確保するための方策

いずれのサービスも地域で生活を送るために必要不可欠なサービスであり、今後も利用の増加が見込まれることから、市内外の障害福祉サービス事業所と連携し、ニーズに応じたサービス提供体制の確保を維持していけるよう取り組んでいきます。

6 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより効果的な実施が可能な事業です。障害福祉サービス等と組み合わせて提供されることなどにより障がいのある人等の地域生活を支援するものです。

■必須事業

1 理解促進・研修啓発事業

障がいのある方等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害特性に応じた教室や広報活動を行い、地域の住民に対して障がいのある方等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

2 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活を送れる社会の実現を図るため、障がいのある方やその家族、地域住民等による自発的な活動に対する支援を行います。

3 相談支援事業

(1) 障害者相談支援事業

福祉に関する様々な問題について、障がいのある方等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行います。

(2) 基幹相談支援センター等機能強化事業

相談支援事業の実施にあたり特に必要と認められる専門職員（社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等）を配置し、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を行い相談支援事業の強化を図ります。

(3) 住宅入居等支援事業

入居を希望する障がいのある人等が、保証人がいない等の理由により入居困難な場合、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人等の地域生活の支援を行います。

4 成年後見制度支援事業

障がいのある方の権利擁護の観点から、成年後見制度を利用することが有利であると認められる知的障がい又は精神障がいのある方に対して、成年後見制度の利用を勧めます。

5 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保に努めるとともに、法人後見を行う事業所の立ち上げについて、検討を重ねていきます。

6 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある方とその他の者の意思疎通を仲介する手話通訳者等の設置・派遣等を行い、聴覚障がいをはじめ意思疎通において、支援が必要な方の自立した日常生活及び社会生活の推進に努めます。

7 日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある人等に対して自立生活支援用具や訓練支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与し、日常生活を支援します。

8 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人の自立した日常生活又は社会生活を推進するため、聴覚障がいのある人の日常会話となる手話についての養成講座・研修を引き続き行い、手話奉仕員の確保に努めます。

9 移動支援事業

地域での自立した生活や社会参加を促すことを目的に、屋外で移動が困難な障がいのある方に対して、余暇活動や社会活動への外出のための支援を行います。

10 地域活動支援センター事業

障がいのある方等の自立や社会参加の促進を図るため、通所による創作的活動や生産活動の機会の提供をするほか、その家族等の抱える悩みや課題に対し、相談など支援をすることを目的とする施設です。センターの機能は、基礎的部分として、利用者に対し創作的活動、生産活動、社会との交流促進などの事業を実施し、機能強化部分として、専門職員（看護師、精神保健福祉士等）を配置して、利用者の特性にあわせて、カウンセリング等の専門的な支援を実施します。また、市外の地域活動支援センターが利用できるよう他市町村と連携して、柔軟に対応できるよう取り組んでいきます。

■任意事業

1 福祉ホーム事業

住居を求めている障がいのある方に、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がいのある人の地域生活を支援することを目的とした事業です。

2 訪問入浴サービス事業

在宅において、入浴することが困難な重度の障がいのある方等に対し、専用の移動入浴車両で自宅へ訪問することで、入浴サービスを行い、在宅生活に送るよう心身の機能保持及び健康増進や介護者の負担軽減を図るため実施するものです。

3 日中一時支援事業

障がいのある方等の日中における活動の場を提供するとともに、その家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、一時預かり等の支援を行います。

■地域生活支援促進事業

1 発達障害児及び家族等支援事業

発達障がいのある子どもの子育て経験のある保護者等がその育児経験を活かし、同じように発達障がいのある子どもを育てる保護者等の相談を行うペアレントメンターの養成やその子どもの社会生活への適応力向上のための認知行動療法や生活技能訓練（ソーシャルスキルトレーニング）、また、その保護者に対する養育スキル及び子どもへの適切な関わり方の習得と指導等の相談支援（ペアレントトレーニング）を実施しています。

■その他の事業

障がいのある人の地域生活を支援するために必要なサービスを実施していきます。

区分	主な種目
自動車改造費補助事業	肢体不自由者の運転する自動車のアクセル、ブレーキ等の改造費の一部を助成します。
更生訓練費給付事業	就労移行支援事業や自立訓練事業等を利用している障がいのある方に対して、更生訓練費の支給を行い社会復帰の促進を図ります。
虐待一時保護事業	養護者による障害者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる障害者を一時的に保護します。

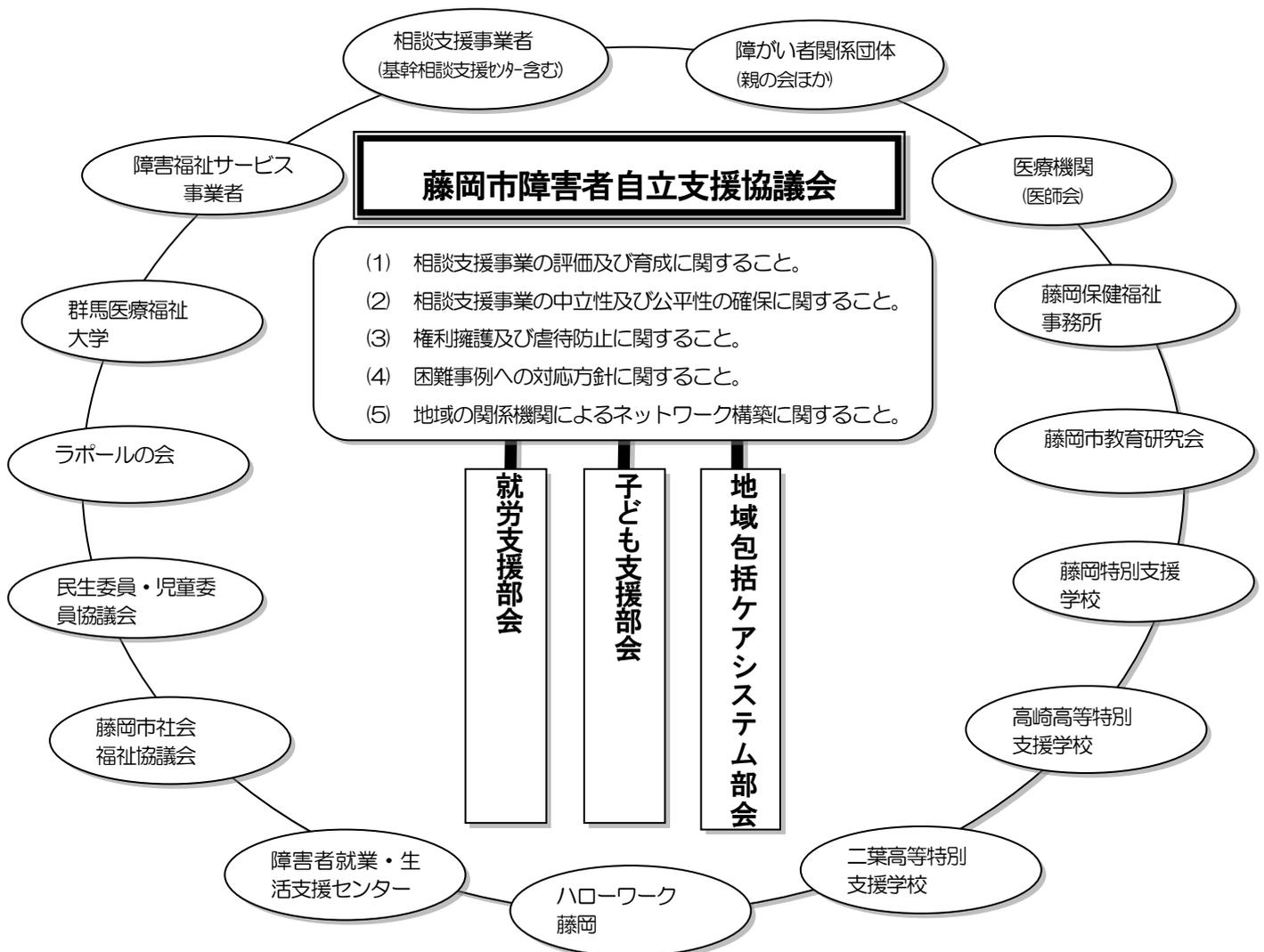
7 計画の策定体制

1 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、障害福祉の専門的な見地や地域の実情を反映させるため、市障害者自立支援協議会へ審議・諮問を図っています。

2 市自立支援協議会による検討

本計画の策定にあたっては、学識経験者をはじめ福祉・保健医療・教育・雇用・事業所・団体などの関係機関等で構成される「市自立支援協議会」において、計画内容を審議・諮問を経て、策定いたしました。本協議は、障害者総合支援法第89条の3第1項の規定に基づき協議会を設置しており、障がいのある方等への支援の体制整備をはじめ、支援における課題の把握及び解決に向けた協議検討、関係機関の連携強化など、より良い障害福祉・支援の体制づくりを目指して取り組んでいます。全体会議及び特定の課題を検討する専門部会を設置し、令和6年度からは、①地域包括ケアシステム部会（地域の横断的な支援体制づくりの検討など）、②就労支援部会（障がいのある方の就労支援についての検討、ハローワークと連携し、就職説明会・面接会等の実施など）、③子ども支援部会（障がいのある方及びその家族における課題の検討など）を設け活動しています。



1 計画推進のために

(1) 障がいのある方の参加

各種施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や障害福祉サービスの提供方法等について、積極的な意見交換の場を設け、障がいのある人やその家族、関係団体の意見や要望の把握に努めます。

(2) 地域社会の理解促進

障がいのある方と地域住民が地域の様々な交流事業や社会的活動を通じて、相互が関わり合うことで、誰もが「障がいの社会モデル※」の理解を深めてもらい、地域全体で障がいのある方を支援・協力していく環境づくりを目指します。

(3) 推進体制の整備

障がいのある方の地域移行や就労支援を推進するためには、公的サービスに加え、障がいのある方を地域全体で支えることが必要です。

このために、市自立支援協議会等の地域のネットワークを活用し、障害者団体、障害福祉サービス事業者、教育、保健、医療及び就労支援機関等の参加により、協働して施策を推進します。

(4) 計画の点検と評価

計画の推進にあたっては、社会環境・経済の変化や国の障害者施策の動向を踏まえ、必要に応じて弾力的運用に努めるとともに、その進捗状況について点検と評価を行い、必要があると認められるときは、本計画の変更や事業の見直し等の措置を講ずるものとします。

本計画の進捗管理については、計画に基づく各施策を進めて行く中で、適宜、市自立支援協議会において、検証・評価・協議を行っていきます。

※障がいの社会モデル・・・障がいのある方への社会的障壁※を取り除くのは社会の責務であるとし、社会全体の問題として捉える考え方

※社会的障壁・・・・・・・・障がいのある方が日常生活及び社会生活を送る上で、段差により車椅子で移動することが困難や使えないこと、聴覚障がいのある人が情報を得る時に、音声ガイドを利用できないといった社会（モノ、環境など）と障がいがいまって作り出されるもの

第7期藤岡市障害福祉計画・第3期藤岡市障害児福祉計画【概要版】

令和6年3月

発行 藤岡市福祉部福祉課

〒375-8601 群馬県藤岡市中栗須 327 番地

電話：0274-40-2384 / FAX：0274-22-5592

Eメール：hukushi2@city.fujioka.gunma.jp
